

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十号）第一条の規定に基づき公示する。

令和八年一月二十六日

中国四国厚生局長

依田泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ふじわら眼科クリニック	大田市大田町大田口二二八一番地二	令和八年三月一日
津和野共存病院	鹿足郡津和野町森村口一四一	令和八年三月三十一日
へき地三度診療所	隱岐郡西ノ島町大字浦郷二六八八番地	令和八年三月一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十号）第一条の規定に基づき公示する。

令和八年一月二十六日

中国四国厚生局長

依田泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ふじい歯科クリニック	江津市敬川町一一八一一一六	令和八年三月六日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十号）第一条の規定に基づき公示する。

令和八年一月二十六日

中国四国厚生局長

依田泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
有限会社ホテイ薬局山代店	松江市山代町四八〇一三	令和八年三月十五日

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
あいむ薬局 上乃木店	松江市上乃木七丁目六番四号	令和八年三月二十七日